

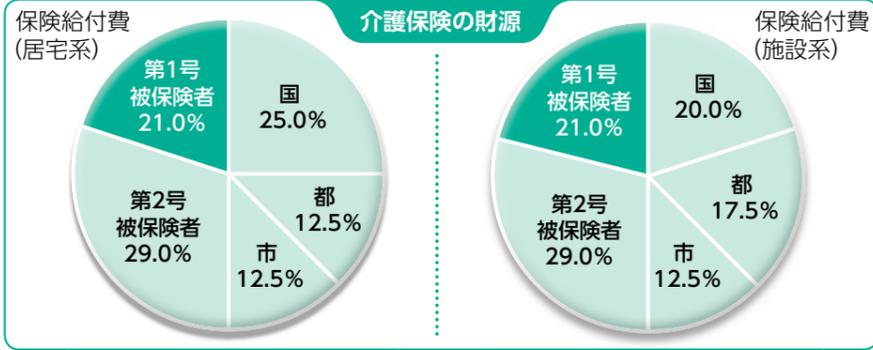


# 第1号被保険者の介護保険料を改定します

全国的な高齢化の進展による介護給付費の増加、平成24年度新たに整備される3カ所の介護保険施設による影響、地域密着型サービスの充実、国の介護報酬改定などを踏まえ、第5期介護保険事業計画の中で平成24年度から26年度の第1号被保険者の介護保険料を新たに算定しましたのでお知らせします。 ◆高齢者支援課 ☎042-438-4031

## 財源構成

介護保険事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料(介護給付費交付金)、国、都、市の負担金により構成されます。第5期では、第1号被保険者の負担割合は21.0%に、第2号被保険者の負担割合は29.0%に変更されました。



## 第1号被保険者介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、高齢者人口や要支援・要介護認定者数等の推計をもとに、介護サービスの利用に係る介護給付費や地域支援事業費等の推計により算定されます。

- ①第5期においては、特例第4段階を継続します。また低所得層の方への負担が過大にならないよう、さらに特例第3段階を設けて所得段階の弾力化を行います。
  - ②被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行うため、特例第3、第4段階を含め実質15段階とし、よりきめ細やかな所得段階設定と保険料率変更を行います。
  - ③介護給付費準備基金については、第4期では、5億2,500万円の活用により、保険料基準額で364円抑制し、第3期と同額(3,958円)に据え置きました。第5期では、基金の残額も少なくなり、2億5,000万円を活用し、158円の抑制を図ります。
- 上記の基本的な考え方をもとに算出した結果、第5期(平成24年度から26年度)保険料基準額は、5,115円としました。この基準額をもとに所得段階ごとの保険料額が決まりました。

## 納入通知書の送付

平成24年度介護保険料納入通知書は7月中旬の送付を予定しています。

## 第4期 介護保険料

段階	保険料率	保険料	
		月額	年額
第1段階	0.43	1,702円	20,400円
第2段階	0.43	1,702円	20,400円
第3段階	0.68	2,692円	32,200円
特例第4段階	0.88	3,484円	41,700円
第4段階	1.00(基準額)	3,958円	47,400円
第5段階	1.15	4,552円	54,600円
第6段階	1.25	4,948円	59,300円
第7段階	1.50	5,937円	71,200円
第8段階	1.70	6,729円	80,700円
第9段階	1.80	7,125円	85,400円
第10段階	1.90	7,521円	90,200円
第11段階	2.00	7,916円	94,900円

## 第5期 介護保険料

段階	対象者	保険料率	保険料	
			月額	年額
第1段階	生活保護の受給者および老齢福祉年金の受給者であって、世帯全員が住民税非課税の方	0.43	2,200円	26,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.43	2,200円	26,400円
特例第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高く120万円以下の方	0.64	3,274円	39,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円より高い方	0.67	3,428円	41,100円
特例第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.88	4,502円	54,000円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高い方	1.00(基準額)	5,115円	61,300円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	5,883円	70,500円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	6,394円	76,700円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	1.50	7,673円	92,000円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.60	8,184円	98,200円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.75	8,952円	107,400円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	1.85	9,463円	113,500円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	1.95	9,975円	119,700円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	2.10	10,742円	128,900円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	2.20	11,253円	135,000円

※介護保険料は、毎年4月1日を基準日として賦課します。平成24年度の介護保険料は前年(平成23年1月1日から12月31日まで)の合計所得金額で算定します。

※5月以降65歳になる方や、転入した方の保険料額は月割りで算定します。

※合計所得金額とは、前年の繰越損失控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額。

※保険料額は年額で決定するため、月額はおおよそ目安であり、実際の徴収額とは異なります。

# 平成24年度は固定資産税・都市計画税の評価替えの年になります!

## 固定資産税・都市計画税とは

固定資産税とは、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している方が、その資産の所在する市町村に納めていただく税金(地方税)です。

また、都市計画税とは、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市町村が任意で課税することができる目的税です。

## 評価替えとは

評価替えとは、固定資産税・都市計画税において、3年に一度土地と家屋の評価額を見直す制度です。

## 土地

土地の評価額は、平成6年度の評価替

えから地価公示価格の7割をめどに算出することとなっています。

## 負担水準の均衡化

平成9年度の評価替えから、新年度の評価額に対する前年度の課税標準額の割合(これを「負担水準」と言います)に応じて新年度の課税標準額を求める措置が講じられていますが、これまでの地価動向の影響により、同じ評価額の土地であっても課税標準額が異なる状況が生じています。

負担水準の均衡化とは、税負担の公平を図るため、負担水準の高い土地についてはその税負担を抑制する一方、負担水準の低い土地については税負担を引き上げていくというものです(表1)。

表1 課税標準額の算出方法

区分	負担水準	平成24年度課税標準額
住宅用地 市街化 区域農地	100%以上	平成24年度評価額×住宅用地等特例率(表2参照) ※この計算式で算出した額を「本則課税標準額」といいます。
	100%未満90%以上	平成23年度課税標準額を据え置きます。
	90%未満	平成23年度課税標準額+(本則課税標準額×5%) ただし、上記当該額の上限を本則課税標準額×90%、 下限を本則課税標準額×20%とします。
商業地等	70%超	平成24年度評価額×70%
	70%以下60%以上	平成23年度課税標準額を据え置きます。
	60%未満	平成23年度課税標準額+(平成24年度評価額×5%) ただし、上記当該額の上限を平成24年度評価額×60%、 下限を平成24年度評価額×20%とします。

表2 住宅用地等特例率

	小規模住宅用地	一般住宅用地	市街化区域農地
固定資産税	6分の1	3分の1	3分の1
都市計画税	3分の1	3分の2	3分の2